

「気象警報による休講等」について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2026年6月1日)

先日5月29日より、気象庁が新たな防災気象情報の運用を開始し、警戒レベル4相当の「危険警報(河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮)」が新たに設定されました。警戒レベル4は自治体の発表する「避難指示」に相当し、気象庁はレベル4の発令を地域の全員が避難する目安としています。

そのため、警戒レベル4相当の情報が発表された際には、授業は一律休講とし、学生および教職員の安全を確保することが必要です。

現在、京都大学 HP「[災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱い | 京都大学](#)」の第1項「気象警報等による休講等について」には、

「次の地域に気象等に関する特別警報または暴風警報もしくは暴風雪警報が発表された場合、授業休止または定期試験の延期(以下「休講等」という。)とします。(そのほかの警報等は対象となりません。)」

吉田キャンパス、桂キャンパス	京都市または京都市を含む地域
宇治キャンパス	宇治市または宇治市を含む地域

とありますが、これは今般の気象情報変更を反映していないため、警戒レベル設定の意図を反映し、これを以下の通り改正することが望ましいと考えます。

「次の地域に気象等に関する特別警報、危険警報、暴風警報、暴風雪警報(以下「休講対象の警報」という。)のいずれかが発表された場合、授業休止または定期試験の延期(以下「休講等」という。)とします。(そのほかの警報等は対象となりません。)」

吉田キャンパス、桂キャンパス	(1)土砂災害に関する特別警報、危険警報発令時 京都市または京都市を含む地域あるいは京都市に含まれる地域 (2)河川氾濫に関する特別警報、危険警報発令時 流域に京都市を含む河川 (3)休講対象の警報のうち、(1),(2)以外の発令時 京都市または京都市を含む地域
----------------	--

<p>宇治キャンパス</p>	<p>(1)土砂災害に関する特別警報、危険警報発令時 宇治市または宇治市を含む地域あるいは宇治市に 含まれる地域</p> <p>(2)河川氾濫に関する特別警報、危険警報発令時 流域に宇治市を含む河川</p> <p>(3)休講対象の警報のうち、(1),(2)以外の発令時 宇治市または宇治市を含む地域</p>
----------------	---

上の改正案の要点は「警戒レベル 4 相当の情報発令時、気象庁の『全員避難』の方針に従って休講等の措置をとる」点であり、学生および教職員の安全確保のため、特にその点の改正を早急に実現されますよう、よろしく願いいたします。

【回答】(回答日:2026年6月4日)

(回答部署:学務部学務課)

この度は具体的で真摯なご提言ありがとうございました。

ご指摘の通り、「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」(以下、「要項」。)は、今般の防災気象情報の変更前に制定したのですが、次の理由により、当面の間は現行の要項を維持することとしています。

京都市は全国的に見ても面積が大きく、その市域には起伏に富む北部山間地域が含まれます。そのため、防災気象情報や避難指示が、必ずしも本学のキャンパスに直接は影響がない地区における雨量等の計測結果を基に発表・発令される可能性があり、レベル 4 の危険警報や避難指示の発表・発令をもって一律に休講措置を取ると授業の実施回数確保に支障を来す可能性があります。以上のことから、当面は宇治キャンパスが所在する宇治市も含めて新しい基準での防災気象情報の発表頻度や様態を注視し、実効性のある基準への改定に向けた調査・検討を継続し、要項改正の必要性を検討する予定です。

なお、必ずしも現要項第2条に規定する気象警報等が発表された場合だけでなく、第3条により教育担当理事が学生の安全を確保するために必要であると判断した場合、休講措置を取ることができます。

昨今の豪雨被害をはじめとした災害の激甚化により、学生の皆様が不安に思われていることはよく理解できます。本学としても、学生の安全確保が最優先事項であることを大前提とし、教育・研究活動を継続する使命もあります。これらを両立させるため、防災気象情報その他の情報も総合的に判断し、柔軟かつ迅速に対応していきたいと考えています。